

# 高知県公報

発 行 高 知 県  
高 知 市 丸 ノ 内  
一 丁 目 2 番 20 号  
発 行 日  
毎 週 2 回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

条 例	ページ
◎職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	3
◎高知県税条例の一部を改正する条例	3
◎高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	7
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	7
◎高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	8
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	8
◎高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	9
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	9
◎高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9

## 公布された条例のあらまし

### ◆職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

- 1 条例改正の目的  
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための国家公務員の特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例を廃止することとした。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

- 1 条例改正の目的  
高知県土地開発公社が解散したことに伴い、職員を派遣することができる団体のうち特別の法律により設立された法人について必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

- 1 条例改正の目的  
地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の県民税及び自動車税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要内容
  - (1) 個人の県民税  
給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるものとする。 (第40条の4)
  - (2) 自動車税
    - ア 環境性能割の税率について、次に掲げる措置を講ずること。 (第147条)
      - (ア) 令和6年1月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこと。
      - (イ) 令和7年4月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこと。
      - イ 令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に取得した一定の軽油自動車に係る環境性能割の非課税措置を廃止すること。 (付則第22条の8)
    - (3) その他所要の規定の整備を行うこと。

- 3 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、令和6年1月1日から施行することとした。ただし、2の(1)は令和7年1月1日から、2の(2)のアの(イ)及びイは同年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

- 1 条例改正の目的  
離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等

を定める省令等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第26号）の施行により地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が一部改正されたことを考慮し、同意促進区域における県税の課税免除措置の適用要件としての地域経済牽引事業施設を設置する期限を2年延長することとした。

## 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用することとした。

### ◆半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

#### 1 条例改正の目的

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第26号）の施行により半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置が適用される製造事業用設備等から過疎地域において営む製造の事業等の用に供する設備を除くとともに、当該県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限を2年延長することとした。

## 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用することとした。

### ◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

#### 1 条例改正の目的

その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）が一部改正されたことを考慮し、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）の引用規定の整理をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

#### 1 条例改正の目的

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により特定非営利活動法人等が県に対して行う申請等に関し、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにする等必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第32号）

#### 1 条例改正の目的

都市公園の管理に係る国の通知に基づき一定の要件を満たす占用の許可を指定管理者に行わせることができることとなったことを考慮し、県立の都市公園において指定管理者が行うことができる業務を追加するとともに、五台山公園において都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募対象公園施設が民間事業者により設置及び管理をされることとなったことに伴い、県有公園施設のうち五台山公園展望台の使用料を廃止する等必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

#### 1 条例改正の目的

県の管理に属する港湾施設のうち高知港のシップロードを民間事業者に売却したことに伴い、当該施設の使用料を廃止することとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

#### 1 条例改正の目的

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正に伴い新たに行うこととなる特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料を徴収することとする等必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第35号）

#### 1 条例改正の目的

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備及び特定小型原動機付自転車に対して表示する信号の意味に関する規定の整備がされたことに伴う指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第5号）の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の一部改正を考慮し、重点整備地区における信号機に関する基準に係る規定の整備をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

-----  
条 例  
-----

職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第25号

職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「従事したときは」を「従事したときは、職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年高知県条例第25号）の施行の日までの間」に改める。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）附則第17項
- (2) 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）附則第17項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に支給されていない特殊勤務手当については、この条例の施行後も、なお従前の例により支給するものとする。

~~~~~  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第26号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中カを削り、キをカとし、クをキとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第27号

高知県税条例の一部を改正する条例

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第40条の4第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に、「第45条の3の2第4項」を「第45条の3の2第5項」に、「第317条の3の2第4項」を「第317条の3の2第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第45条の3の2第2項」を「第45条の

3の2第3項」に、「第317条の3の2第2項」を「第317条の3の2第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法第45条の3の2第2項に規定する総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第317条の3の2第2項に規定する申告書と併せて提出することができる。

第51条の7第4項中「第71条の14第6項」を「第71条の14第7項」に改める。

第51条の13第4項中「第71条の35第7項」を「第71条の35第8項」に改める。

第51条の19第4項中「第71条の55第7項」を「第71条の55第8項」に改める。

第63条の4中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

第93条の5第4項中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。

第116条第3項中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

第141条の20第4項中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

第147条第1項第1号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中

「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同

号エ中「2.5トン以下のトラック」を「3.5トン以下のバス」に改め、同号エ(ア) a 中

「2分の1」を「4分の3」に改め、同号エ(ア) b 中「4分の1」を「2分の1」に改

め、同号エ(イ)中「基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において

適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エ

ネルギー消費効率」という。）に100分の120」を「令和2年度基準エネルギー消費効率に

100分の105」に改め、同号オ中「2.5トンを超え3.5トン以下のバス又は」を「3.5トン

以下の」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗

じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であって令和4年度以降の各年度において

適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和4年度基準エ

ネルギー消費効率」という。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下

のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号カ中「バ

ス又は」を削り、同号カ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗

じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号ア(イ)中

「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に

改め、同項第3号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100

分の75」を「100分の80」に改め、同号オ中「第157条第1項第3号ホ」を「第157条第

1項第3号ト」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の

105」を「基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用され

るべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消

費効率」という。）に100分の110」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「バス又

は」を削り、「第157条第1項第3号ニ」を「第157条第1項第3号ヘ」に改め、同号エ

(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和

4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「バス又は」

を削り、「第157条第1項第3号ハ」を「第157条第1項第3号ホ」に改め、同号ウ(イ)

中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー

消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加え

る。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ハに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ニに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第147条第2項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ中「車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に改め、同号イ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第2項第1号ウ中「2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラック」を「3.5トン以下のバス」に改め、同号ウ(ア) a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号ウ(ア) b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エ中「バス又は」を削り、「第157条第2項第1号ニ」を「第157条第2項第1号ホ」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ニに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

第147条第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第2項第3号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イを次のように改める。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第2項第3号エ中「第157条第2項第3号ニ」を「第157条第2項第3号ホ」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第157条第2項第3号ハ」を「第157条第2項第3号ニ」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ハに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第147条第4項中「第1号アからエまで」を「第1号ア、イ及びオ」に、「第1号ア

及びイ)を「第1号ア、イ及びエ)に、「令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率」を「令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の141」を「100分の151」に、「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に、

第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)	令和2年度エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号エ(イ)	基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値

を

第1項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号オ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の155を乗じて得た数値)

に、

第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値
------------	------------------------------------	------------------------------------

を

第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151を乗じて得た数値
第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値

第2項第1号エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147を乗じて得た数値
------------	----------------------------------	------------------------------------

に改める。

第147条第5項中「第1号ア、第2号イ及び第3号ア)を「第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイ)に改め、同項の表中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に、「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に、「第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)」を「第2項第1号ア(イ)」に改め、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102を乗じて得た数値
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87を乗じて得た数値
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102を乗じて得た数値
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87を乗じて得た数値
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102を乗じて得た数値

第155条第4項中「第171条第6項)を「第171条第7項)に改める。

**第2条** 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第147条第1項中「同条第2項及び第3項)を「同条第2項から第4項まで)に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の70)を「100分の80)に改め、同号イ(イ)中「100分の80)を「100分の85)に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の70)を「100分の80)に改め、同号イ(イ)中「100分の80)を「100分の85)に改め、同号キ(イ)中「平成27年度以降)を「令和7年度以降)に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値)を「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、同条第2項中「第4項及び第5項)を「第4項から第6項まで)に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の60)を「100分の70)に改め、同号イ(イ)中「100分の70)を「100分の75)に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の60)を「100分の70)に改め、同号イ(イ)中「100分の70)を「100分の75)に改め、

同項第3号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第3項中「次項及び第5項」を「次項から第6項まで」に改め、同条第4項の表中「f)」に100分の70)を「f)」に100分の80)に、「f)」に100分の151)を「f)」に100分の173)に、「100分の80)を「100分の85)に、「100分の173)を「100分の184)に、「100分の60)を「100分の70)に、「100分の130)を「100分の151)に、「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70)を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75)に、「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151)を「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162)に改め、同条第5項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80を乗じて得た数値	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の116を乗じて得た数値
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123を乗じて得た数値
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116を乗じて得た数値
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123を乗じて得た数値
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116を乗じて得た数値
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123を乗じて得た数値
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102を乗じて得た数値

第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109を乗じて得た数値
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102を乗じて得た数値
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109を乗じて得た数値
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102を乗じて得た数値
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109を乗じて得た数値

第147条に次の1項を加える。

6 第1項（第3号キに係る部分に限る。）及び第2項（第3号オに係る部分に限る。）の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第4項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）」とあるのは「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

付則第22条の8第2項を削る。

付則第22条の9中「同条第4項及び第5項」を「同条第4項から第6項まで」に改める。

付則第23条第1項第2号中「軽油自動車」を「第147条第1項第3号に規定する軽油自動車（以下この条において「軽油自動車」という。）」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中高知県税条例第40条の4の改正規定及び次項の規定 令和7年1月1日
- (2) 第2条の規定及び附則第4項の規定 令和7年4月1日  
(個人の県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の高知県税条例（次項において「新条例」という。）第40条の4第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の2第1項ただし書に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する高知県税条例第40条の4第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 新条例第147条の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の高知県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、令和7年4月1日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第28号

##### 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第29号

##### 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号から第8号までの規定中「供する設備」を「供する設備（租特法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）」に改める。

第3条中「、高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成27年高知県条例第68号）又は高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和3年

高知県条例第23号）」を「又は高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成27年高知県条例第68号）」に改め、同条第1号から第5号までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

##### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（次項において「新条例」という。）及び附則第3項の規定による改正後の高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和3年高知県条例第23号）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例の規定は、令和5年4月1日以後に新設又は増設をされる製造事業用設備、有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備について適用し、同日前に新設又は増設をされた製造事業用設備、有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備については、なお従前の例による。

（高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

3 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）」を削る。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第30号

##### 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）」を「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）」に、「令和4年改正省令」を「令和5年改正省令」に、「第2条」を「第47条」に改め、同条第2項中「令和4年改正省令第3条」を「令和5年改正省令第48条」に改め、同条第3項中「令和4年改正省令第1条」を「令和5年改正省令第3条」に改める。

（高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）を「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）」に、「令和3年改正省令」を「令和5年改正省令」に、「第1条」を「第34条」に改め、同条第2項中「令和3年改正省令第4条」を「令和5年改正省令第35条」に改め、同条第3項中「令和3年改正省令第5条」を「令和5年改正省令第36条」に改め、同条第4項中「令和3年改正省令第6条」を「令和5年改正省令第37条」に改め、同条第5項中「令和3年改正省令第7条」を「令和5年改正省令第38条」に改め、同条第6項中「令和3年改正省令第8条」を「令和5年改正省令第39条」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第31号**

**高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例**

高知県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年高知県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「高知県」を「国」に改め、同項ただし書中「ホームページ」を「国のホームページ」に改める。

第32条中「第13条第1項の規定による閲覧及び第28条第1項（第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による閲覧については、規則で定めるところにより、書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」を「法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出、法第23条第1項の規定による届出（同条第2項の規定による提出を含む。）」、法第25条第7項及び第31条第3項の規定による提出、同条第4項並びに法第31条の8及び第32条の3の規定による届出、法第34条第4項の規定による提出、法第43条第4項（法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による交付、法第49条第4項（法第51条第5項、第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出、法第53条第1項の規定による届出並びに同条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第2条第1項、第4条第2項、第5条、第7条第1項（第24条第1項（第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」、第8条第1項並びに第9条、第10条及び第12条（これらの規定を第24条第1項（第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出、第13条第1項の規定による閲覧、第14条から第18条まで、第19条第1項、第21条、第22条（第29条において読み替えて準用する場合を含む。）」、第23条並びに第24条第2項、第25条並びに第27条第1項及び第2項（これらの規定を第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出、第28条第1項（第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による閲覧並びに第31条第1項の規定による提出については、規則で定めるところにより、申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第8号に規定する申請等をいう。）

を電子情報処理組織（同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行い、及び書面等（同法）に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、登記事項証明書を知事に提出する場合には、県に出頭して、又は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出するものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第32号**

**高知県立都市公園条例の一部を改正する条例**

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「同条第2項において読み替えて適用する」を「法第6条第1項若しくは第3項の許可（法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物のうち当該都市公園の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可（以下「仮設工作物定型的占有許可」という。）に限る。）若しくは第27条第2項において読み替えて適用する第4条第1項若しくは」に、「利用の許可」を「利用等の許可」に、「第27条第2項」を「法第8条若しくは第27条第2項」に、「第10条第2項」を「第4条第3項若しくは第10条第2項」に、「利用の許可の条件」を「利用等の許可の条件」に改め、同項第1号中「利用の」を「利用等の」に、「利用者」を「利用者等」に改め、同項第2号中「利用者が利用」を「利用者等が利用等」に改め、同項第3号中「利用者が利用」を「利用者等が利用等」に、「利用の許可を」を「利用等の許可を」に改め、同条第2項中「利用者」を「利用者等」に改める。

第23条第1項中「第20条第1項本文」を「第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項本文」に、「特定公園施設」を「都市公園の占有（仮設工作物定型的占有許可に係るものに限る。）」、都市公園における広告出展及び特定公園施設」に改め、同条第2項中「特定公園施設の利用」を「法第6条第1項若しくは第3項の許可（仮設工作物定型的占有許可に限る。）又は第4条第1項若しくは第10条第1項」に改める。

第24条第2項中「別表第5」を「別表第3に定める占有料、別表第4に定める広告出展料又は別表第5」に改める。

第25条中「利用料」とあるのは、「利用料金」を「利用料」とあるのは「利用料金」と、「占有料、広告出展料又は利用料」とあるのは「又は利用料金」に改める。

第27条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法第6条第1項及び第3項並びに第8条に規定する占有の許可（仮設工作物定型的占有許可に限る。）」、第4条に規定する行為の許可、第10条に規定する特定公園施設の利用の許可、第13条第1項に規定する監督処分その他の都市公園における利用の許可等に関する業務
- (2) 第18条に規定する占有料の徴収、第19条に規定する広告出展料の徴収及び第20条に規定する利用料の徴収に関する業務（前号に掲げる業務に係るものに限るものとし、調定事務を除く。）

第27条第2項中「第10条及び」を「第4条、第10条及び」に、「適用する」を「適用する第4条第1項又は」に改める。



別表第2の2の表中

五台山公園展望台	管理面積1平方メートル	年額1,440円
----------	-------------	----------

を削る。

別表第3中「(第18条関係)」を「(第18条、第24条関係)」に改める。

別表第4中「(第19条関係)」を「(第19条、第24条関係)」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第33号**

**高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例**

高知県港湾施設管理条例(昭和29年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4の表中

シップローダ	バルク貨物の船積み	1基	30分	13,800円	
--------	-----------	----	-----	---------	--

を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第34号**

**高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県警察手数料徴収条例(平成12年高知県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項の表10の項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同表16の項中

法第108条の2第1項第15号に掲げる講習(自転車運転者講習)	講習1時間について2,000円
---------------------------------	-----------------

を

--

法第108条の2第1項第15号に掲げる講習(特定小型原動機付自転車運転者講習)	講習1時間について2,000円
法第108条の2第1項第16号に掲げる講習(自転車運転者講習)	講習1時間について2,000円

に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第35号**

**高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例(平成24年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第52条第2号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車及び自転車」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。